



令和4年6月15日

(会 派 名) 国民民主党議員会
(会派代表者) 植原 泰 殿

(会 派 名) 国民民主党議員会
(議 員 名) 植原 泰

研究会・研修会等参加報告書

下記のとおり実施したので報告します。

1. 会議の名称 10年目までの議員向け 議会活動現場でのヒント
 ①議会を理解し実績を上げる現場のヒント
 ②政活費・報酬・定数を考える現場のヒント
2. 会議の日時 令和4年5月30日 (月曜日)
 ①10時00分 ～ 12時30分
 ②14時00分 ～ 16時30分
3. 会議の場所 リファレンス新有明町ビル2階
4. 出張の期間 令和4年5月29日 (日) から令和4年5月30日 (月)
5. 参加議員名 植原 泰

6. 会議の概要

別添のとおり

※ 会議の資料等を添付して下さい。

10年目までの議員向け 議会活動現場でのヒント に参加して

セミナー開催日：令和4年5月30日（月）

講演題目：「議会を理解し実績を上げる現場のヒント」

講師：地方議員研究会 高橋 伸介

地方議会の運営は100議会あれば100通りの議会運営がある。

地方議会は能率的な行政の確保を図るとされている。効率的と示していないことが味噌である。本当なら効率的という表現が明確な方向を示しているのだが、地方自治体ごとに体力の違いや負の部分もあるので、一歩下がった表現となっている。

職員は法に基づいて職務を実行している。新人議員が熱い思いで「こうしてほしい」と話しても法に規定されていないことは、言い回しはあるが断られることになる。議会において理事者席に座っているのは25年以上の行政のベテランであり、そのベテランを説得するには、議会の中で他の議員の共感を得るための努力や日々の勉強と対話など説得行為を続けていく必要がある。そのことを「議員必携」や「地方議会議員ハンドブック」、「地方議会の底力」といった書籍の中で議会の指導書的な進め方として示されていてまとめると、議会では、「最上のものを目指さない」、「議員全員のレベルの半歩前を提案する」、「徹底して合意形成に努力する」、「私を捨てる」、「出来れば議員全員と付き合う」という戦術が必要となると読み取れる。そのためにも対話を進める必要があり、それによって合意形成や環境醸成を進めることで、自らの政策を進めていけるようになるのである。だが、地方自治体議員は一人が基本であり、国政の縮図ではない。議会の改革が進まないのは、会派にあったともいえる。

ニュースで報道されることのある議員の不正や市民感覚とかけ離れた金銭感覚に、議員に対する市民の不満や不信感が出てきている。実際は、地方自治体は明治・昭和・平成の各大合併で71,000以上あったものが1,700ほどに減少している。国は1,000程度にしたかったようだが、議員報酬の地方自治体の財政負担に占める割合は減ってきている。それでも市民からの風当たりは強い。議員自らが襟を正す姿勢を示すためにも議会改革を進めていく必要性が出てきている。議会ですっかり議会改革が進められていることが分かるのは、頻繁に議会改革条例が更新されているかどうかでも見て取れる。

議会や議員については、日本国憲法や地方自治法で規定されており、地方自治は憲法第92条に「地方自治の本旨に基いて」と記されている。では、「地方自治の本旨」とは何かとなると民主主義の精神の住民自治と地方分権の原理である団体自治であるといわれている。議会の設置は第93条に議事機関として設置するとなっていて、2項に住民が直接議会議員を選挙するとなっている。間接民主主義だが、行政側も直接民主主義にすると職員が大変なので市民自治を議員というフィルターを通すことで行政執行をスムーズに行うことができることになるので、自治体議員と上手く連携することになるともいえる。

地方自治法の第96条には議会の議決しなければならないことが書かれていて、議会を招集するのは首長だが、議会側の議長にも臨時会の招集を請求することができ、首長が招集しない場合は、議長が招集できることになっていて、阿久根市の市長のような暴走を止めるための規定が示されている。また、第102条の2で、条例によって定例会や臨時会としないで、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることで通年議会も可能になっている。

この後、枚方市の議会基本条例制定の流れについて説明があり、平成27年5月1日から通年議会が導入されたことや議会改革として議員定数の削減等16項目の代表的な内容の説明があった。議員の駐車場の有料化や議員報酬と別の委員報酬の不支給など驚く部分もあったが、「地方自治の本旨」から外れないで自由にやっていき、政策立案機能や監視評価機能を発揮する方向で進むことで「見える化」が求められている。

講演題目：「政活費・報酬・定数を考える現場のヒント」

講師：地方議員研究会 高橋 伸介

政務活動費について

政務活動費にまつわる事件がなぜ止まらないのか。朝日新聞社ではそれを調べる専門の部署があるほどなのですが、議員の習性として攻めには強いが、守りに弱いことが影響しているのではないか。その弱点を5つほど挙げて、政務活動費の意味をもう一度整理してもらえた。

講師によると、弱点の一つ目は、持ち出しの多い選挙を戦い常在戦場の意識から金銭犯罪意識の希薄であること。二つ目に会計を軽視して他人任せにしていること。三つ目は常に選挙対策で「票」と同じに「金」も貰えるものは貰う考えがあること。四つ目は議会事務局の議員に対する「お世話係」の意識が残っていること。五つ目は先払いが多く、先に貰うと全部使いたくなってしまいう習性があることである。そこで、政務活動費の趣旨の徹底理解と最大限活用を知り、政務活動費の処理は「地雷の処理」と心得て真剣に取り組む必要があることを肝に銘じることである。政務活動費だけを見るとある意味多くの自治体では国よりも進んでいると言える。

政務活動費は、地方議会議員の政策調査研究等の活動のために支給される費用であり、もともとは「政務調査費」の名称で2001年に制度化されたものが、2012年の地方自治法の改正により改称され用途が拡大された。拡大された用途は、調査研究、研修、広報、陳情活動、会議、資料作成、資料購入、事務費、事務所費、人件費におよび、これらの活動にかかる委託費用、交通費、宿泊代なども含まれる。充当が不相当と判断されるものには、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費である。これを曖昧にすると富山市議会のようなことにもなりかねない。だがその抑止できるものは、地方自治法第100条の16に「用途の透明性の確保に努めるものとする」と努力規定でしかないのも問題かもしれない。あくまでも政務活動費は政策提言・政策立案向上等

を図るための調査研究費への支出に限定し、その収支報告は領収書も含めてオープンにし、先払いから事後精算にしていくことでしか透明性は確保できないだろう。

議員報酬について

現在は議員報酬や定数が批判的に捉えられることが多く、仕事が明確でなく、報酬根拠も薄いためにそうした批判にさらされやすく、一部の首長によるポピュリズム的なキャンペーン的になされたり、マスコミによる本質面でなく上げ足取りに終始されたりしているところが見られる。中には当選を目的に定数や報酬の削減を選挙公約に挙げる議員までいる状況である。

平成 8 年の地方自治法改正で市町村議会議員を非常勤の職員との扱いになったために、費用弁償を受けることができるのかの訳が分からない金銭の授受の実施が残っていたのであるが、平成 20 年の自治法改正で議員の立場が明確になった。だが、費用弁償等に不明瞭な面が残っている。講師の方は報酬ではなく議員歳費であるべきとの考えでした。

平成 23 年三重県議会では、大森彌氏や廣瀬克哉氏などの大学教授や青山彰久読売新聞編集委員など有名な有識者による「議員報酬等に関する在り方調査会」を設置し、翌年の 1 月までに 7 回の会議を行い、選挙を経て 4 年間その職に就任する点で他の特別職とは区別され、4 年間は住民の負託にこたえる責務がある点、公務員法は適応されず、職務専念義務の定めもないとの観点から地方議員は首長と同様の「公選職」と位置付けることが合理的と結論付けた。

次に有給職という観点で仕事内容を検証したが、知事の仕事量の 0.7 かけ程度の結果になった。

現行の行政側による議員報酬の審議会答申では、有識者メンバーに議会精通者が少ない点や配られる資料が全国会議の動向等なのでほぼ横並びになってしまう点が指摘された。

議員定数について

地方自治法によって定められた議員定数の規制撤廃によって、議会自らの判断が問われるようになってきている。だが、マスコミ報道や議会への不信、さらにポピュリズム的考えから効果や検証を高めることより、費用を減らす流れになってきている。このおかしな流れに対し、前出の大森彌東大名誉教授は、団体意思の確定には議長を含め最小定数は四人であるとしていて、自治体議会学を書いた江藤俊昭氏は、常任委員会で討議できる人数は委員長以外を奇数とするなら 8 人が妥当と記されている。今後も議員減少の中においては、常任委員会の人数や常任委員会の整理統合で対応してゆくことなど議会も議会基本条例をもとに合議体の成り立ちやそれに託された役割で理論武装してゆく必要があると考える。